

西東京市週休2日制工事実施要領

第1 趣旨

この要領は、西東京市（以下「市」という。）が発注する工事において、建設業の育成及び労働環境の整備を図るため、市及び受注者が取り組む週休2日制工事の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間の月単位又は通期において、4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。
- (2) 週休2日制工事 現場閉所による週休2日制又は週休2日交替制により実施する工事をいう。
- (3) 現場閉所 巡回パトロール及び保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 週休2日交替制 対象者を交替により従事させる等により4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。
- (5) 4週8休以上 対象期間の月単位又は通期内に現場で従事した対象者の平均休日日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準にある状態をいう。この場合において、天候の不良等による予定外の現場閉所の日についても休日日数に含めるものとする。
- (6) 対象者 施工体制台帳に記載されている受注者及び下請けの技術者及び技能労働者をいう。
- (7) 対象期間 現場閉所による週休2日制にあつては現場着手日から工事完成日までの期間（年末年始6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を中止している期間その他市があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間を除く。）は含まない。）を、週休2日交替制にあつては対象者の従事した期間をいう。
- (8) 補正係数 市が当初の設計において週休2日制工事の実施に係る経費を補正するために経費に乗じる率をいう。

第3 対象工事

週休2日制工事の対象とする工事は、市が発注する全ての工事を対象とする。ただし、次の各号に掲げる工事は対象外とすることができる。

- (1) 対象期間が30日未満の工事
- (2) 単価契約及び緊急対応の工事
- (3) 災害復旧その他社会的要請等により早期の完成が望まれる工事
- (4) 現場の作業を施設の休館日、休校日又は休園日等に限定する工事
- (5) 主管課において契約に関する事務を行う工事

- (6) その他特別な理由により週休2日制工事の対象とすることができない工事

第4 実施方法

週休2日制工事は、次の各号の定めるところにより実施するものとする。

- (1) 週休2日制工事の取り組みについては、市が発注した各工事単位で実施する。
- (2) 市は、対象工事の週休2日を月単位又は通期のいずれかで実施するか工事の内容等により判定し、当初の設計において受注者が週休2日を達成するものとみなし補正係数を各経費に乗じて積算する。
- (3) 補正係数は、東京都各局の週休2日制工事に係る実施要領に定めた係数を準用するものとする。
- (4) 市は、案件の公表時又は特記仕様書に週休2日制工事である旨及びその他必要な事項を明示する。
- (5) 市の監督員及び受注者は、現場着手前に現場閉所予定日を記した工事工程表等により週休2日制工事について協議のうえ実施する。
- (6) 受注者は、市の監督員の指示に基づき定期又は随時に、また、対象期間終了後にあっては速やかに週休2日の実施状況について、市の監督員に報告する。
- (7) 市の監督員は、報告された週休2日の実施状況を確認し、必要により対象期間等について受注者と協議する。
- (8) 週休2日について、実施できない又は達成できないと受注者が申し出たとき若しくは市の監督員が達成されない又は達成されていないと認めるときは、請負代金額から補正係数に係る経費の補正分を減額するものとする。ただし、著しい天候の不良、一時中止及び予期せぬ条件変更等で、受注者の責めによらないやむを得ない事由により週休2日が達成できないと市の監督員が認めるときは、この限りでない。

第5 その他

第4第8号の定めによるほか、請負代金に変更が生じたときの手続きは、契約書の約款の定めにより行う。

- 2 対象工事の工期を延伸する必要があるときは、市の監督員と受注者が週休2日制工事の継続等について協議する。
- 3 受注者が週休2日を達成できなかったことによる工事成績評定の減点は行わないものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。